

令和8年度県内自動車関連中小企業等の業態転換等の事業展開に向けた伴走支援等 業務委託 業務仕様書

1 目的

カーボンニュートラル(CN)実現に向けたEV化やサーキュラーエコノミーの進展、DX・AI技術等の急速な進化、生産年齢人口の減少等、県内自動車関連中小企業等を取り巻く事業環境は大きな転換点を迎えている。

業態転換・新事業展開等の足掛かりとして、自社の強みや弱み、他企業との協業や競合の可能性等を的確に分析できるかが課題である。この課題に対し、多様な支援機関の機能を活用してきめ細やかな支援策を提供する必要がある。さらに、先進的な企業の取組を学び、ニーズに対する提案力をつけることも重要となる。

本業務は県内自動車関連中小企業等の業態転換等を促進することを目的に、県内自動車関連中小企業等を対象に企業訪問等を行い、国等の支援機関、公設試等の研究開発機関による多角的な支援につなげるとともに、CN・EV化等に関して先進的な取組を行う企業等における技術交流会の開催等を実施する。

2 業務名称

令和8年度県内自動車関連中小企業等の業態転換等の事業展開に向けた伴走支援等業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日(金)まで

4 業務概要

(1) 業務内容

①自動車専門コーディネーターによる企業訪問等による伴走支援

- ・専門コーディネーターを1名以上配置し、県内自動車関連中小企業等への企業訪問等を通じて、企業が抱える課題等(事業計画策定、人材確保・育成、生産性向上、技術力・開発力向上、デジタル技術活用等)を多角的に把握・整理し、各支援機関等が有する種々の支援機能を的確に活用した支援につなげること。
- ・自動車専門コーディネーターには、製造業等で勤務経験があり、自動車関連企業等の支援に精通した人員を充てること。
- ・三重県が自動車関連企業等を対象に実施する支援事業と連携し、当該支援事業の参加企業に対するフォローアップを行うこと。
- ・支援の進捗状況については、随時、三重県に情報共有を行うこと。

②技術交流会の開催

- ・CN・EV化等に関して先進的な取組を行う企業や自動車関連企業等の新たな協業先となりうる企業において、当該企業の技術ニーズに対し、県内自動車関連企業等が技術提案を行うことができる技術交流会を開催すること。
- ・技術交流会の開催前に、受入先企業による工場見学会や取組紹介等を実施し、当該企業のニーズを明確にすること。また、参加企業が当該ニーズを把握したうえでの的確な技術提案等を行えるよう、自社の技術や技術提案の方向性等を分析・検討する伴走支援を実施すること。
- ・受入先企業の選定、技術交流会の開催形式等の具体的な実施方法及びスケジュール

については、三重県と協議の上、決定すること。

- ・技術提案の伴走支援以外にも、受入先企業との連絡調整、参加企業の募集、技術交流会実施後のフォローアップ等、技術交流会の開催に必要な一切の業務を行うこと。

③成果目標

- ・企業訪問回数 30回程度※1
- ・ミカタプロジェクトの活用件数 5件程度※2
- ・各支援機関等の支援事業の活用件数 10件程度※3
- ・マッチング件数 3件程度※4

※1 同一企業への訪問を含む。

※2 ミカタプロジェクト（経済産業省 自動車部品サプライヤー事業転換支援事業ミカタプロジェクト相談申込シート提出に繋がった実績

※3 三重県プロフェッショナル人材戦略拠点の人材マッチング、補助金・助成金の申請、三重県工業研究所による技術支援、三重県が実施する支援事業（本業務による技術交流会を除く。）への参加等に繋がった実績

※4 技術交流会の受入先企業や取引実績のない企業（これまでの取引実績とは別の事業分野である場合は別の企業とみなす）と見積依頼やサンプル・試作品の提供等取引に向けて両社が具体的なやり取りを行うこと。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意の上、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出するもの

- ・報告書 2部（ワードまたはエクセル、パワーポイントで作成したもの）
- ・報告書等電子データ 1式（報告書及び関係資料の電子データを納品すること）

イ 提出期限

- ・成果品は、委託業務の完了の日から起算して10日以内、又は契約終了日のいずれか早い日までに納品すること。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議の上、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議の上、実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課成長産業・ライフイノベーション班 担当：服部、藤村

電話：059-224-3113 電子メール：shinsang@pref.mie.lg.jp